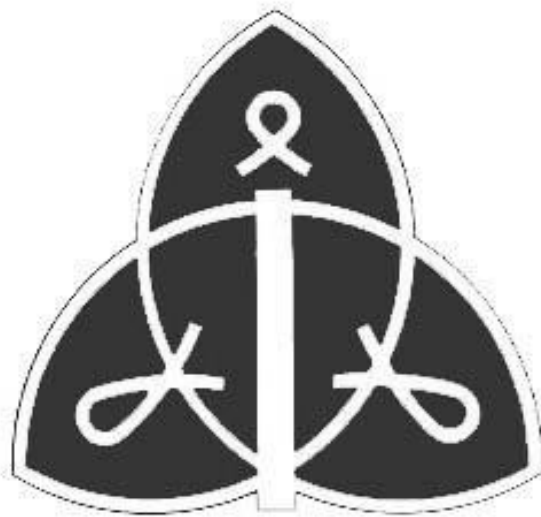




東京都目黒区立中根小学校
育根会（P T A）規約

第一条（名称と所在地）

この会は東京都目黒区立中根小学校育根会（P T A）といい、事務所を目黒区立中根小学校内におく。

第二条（会員）

この会は次の人々で組織する。

1. 本校に在籍する児童の父母または保護者で、児童の転入学と同時に会員になる。
2. 本校に勤務する教職員は着任と同時に会員になる。

第三条（目的）

この会は本校児童の幸福を増進し、学校教育の効果を向上させるために次の活動をする。

1. 学校及び関連団体と家庭との緊密な連絡をとり、学校の教育目標達成に協力する。
2. 会の活動に対する会員の理解と関心を高めるようにする。
3. 会員同士の親睦をはかり、研修に努める。

第四条（方針）

この会は次の方針に従って運営する。

1. 前条の目的を達成するために活動し、学校の行政には干渉しない。
2. この会は特定の政党や宗教にかたよらず、又営利を目的とする行為はしない。

第五条（会計と会費）

この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってまかなう。

1. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
2. 会費は一家庭あたり、年額 3,400 円とする。
3. 特別の事情がある者については減免することができる。

第六条（役員）

この会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1 名
2. 副会長 5 名ないし 6 名（内 1 名副校長）
3. 会計・会員管理 3 名（内 1 名教職員）

役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は会務を統括し、すべての会合を召集する。
2. 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理を務める。各部会の長となる。また、各部長とともに各部を運営する。
3. 会計・会員管理は、経理事務の処理及び会員管理、庶務、その他各

会の議事録作成と保管をする。

第七条（役員会）

1. 役員で構成し、会長が召集する。
2. 必要によっては、部長の出席を要請することができる。
3. 役員会はこの会の運営に関する事項を企画・検討する。

第八条（会計監査委員）

会計監査委員の任務は次のとおりである。

1. 会計監査委員 2 名
2. 年 2 回（10 月と年度末）この会の会計を監査し、総会に報告する。

第九条（各部委員）

この会の各部委員は次のとおりである。

1. 各学年から若干名を選出する。
2. 各部委員は各学年の親和をはかり、この会の活動を推進する。

第十条（総会）

総会は予算・決算・事業計画・役員の承認・規約改正・その他重要事項を議決する。

1. 定期総会は毎年 1 回 6 月までに開く。
2. 臨時総会は会長または実行委員会が必要と認めた場合に開く。
又、会員の 3 分の 1 以上の要請があったとき開く。
3. 総会の定足数は全会員（家庭数）の 10 分の 1 とする。
4. 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十一条（委員総会）

この会は総会につぐ議決機関であり、役員・各部員及び教職員によって構成する。

1. 委員総会は会長が招集する。
2. 実行委員会又は各部員の過半数の要請があったとき開く。

第十二条（実行委員会）

この会は、役員・各部の部長によって構成する。

1. 定例の実行委員会は、3 か月に 1 回開く。その他必要に応じて開く。
2. この会の運営に関する事項を企画・審議・決定し、各部の調整をはかる。
3. その他必要なことを審議する。

第十三条（各部会）

この会の活動を行うために、若干の部会を置く。

1. 各部の部員は、各学年から 2 名ないし 3 名ずつ選出する。（推薦部は 6 年を除く）

2. 各部の部長は部員の互選で決める。
3. 各部はそれぞれの部の活動を、企画推進する。
4. 教職員は、各部会に所属する。

第十四条

校長はすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第十五条（会議の成立と議決）

総会以外の会議の成立と議決は、次のとおりとする。

1. 総会以外の会議は、定員の3分の1以上の出席をもって成立する。
2. 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
3. 賛否同数のときは、議長が決める。

第十六条（役員の選出）

この会の役員の選出は、次のとおりとする。

1. この会の運営部役員及び会計監査委員は、別に定める推薦部（委員の選出は、別に定める細則によって決める）で推薦し、総会にはかって選任する。その他の部員の選出も、推薦部が期初の保護者会までに部員選任を行う。
2. 役員推薦の方法は、別に定める細則によって決める。
3. 教師の役員・委員は、校長の推薦により会長が委嘱する。

第十七条（任期と兼任）

1. 役員・会計監査委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 会計監査委員は兼任することはできない。
3. 補充による後任者（役員・会計監査委員）の任期は、前任者の残りとする。

第十八条（役員の補充）

役員が任期中に欠員を生じた場合には、必要に応じて実行委員会にはかり決定する。

第十九条（規約の改正）

この会の規約改正は、総会の承認がなければならない。

第二十条（細則）

会長は、委員総会の承認を得て、この会に必要な細則を定めることができる。

第二十一条（付則）

この会の規約は、昭和36年4月8日から実施する。

昭和45年	4月	1日	一部改正
昭和49年	11月	26日	一部改正
昭和62年	3月	11日	一部改正
平成5年	3月	15日	一部改正
平成9年	3月	14日	一部改正
平成20年	5月	28日	一部改正
平成28年	5月	18日	一部改正
令和元年	5月	14日	一部改正
令和5年	10月	1日	一部改正
令和6年	12月	1日	一部改正
令和7年	2月	17日	一部改正

細則

第一条（各部の運営）

各部の運営に関する細則は、次のとおりとする。

第一項（学年部）

1. 学年間の諸問題について話し合い、相互の理解を深め、学年の運営について学校に協力する。また、校外における児童の生活指導と事故防止に協力する。
2. 各学年、学級間の連絡調整をはかる。
3. 学級、学年に関する諸調査に協力する。
4. 必要に応じて学級または、学年懇親会を開催する。
5. スクールゾーン当番の運営、離任式の記念品準備、交通安全新入生セットの準備、家庭教育講座の企画開催（年1回程度）を行う。

第二項（広報部）

1. この会の活動や学校の教育方針などが会員に理解されるように活動内容を発信する。
2. 会報を編集・発行する。
3. 実行委員会の決定事項、各部の活動を伝達する。
4. 必要に応じて適切な資料を配る。

第三項（地域連携部）

1. 防犯パトロール（子供110番の家・安全マップ作成・交通安全新入生セット）、地域パトロール系の運営・統括
2. 住区主催活動のラジオ体操や中根ファミリーフェスティバル等の地域イベントの運営に協力し、住区と連携をしながら活動を行う。

第二条（推薦部）

推薦部の構成は次のとおりとする。

各学級（6年生を除く）より1名、教職員より2名で構成する。

1. 推薦部は、互選によって部長を1名選出する。

第一項 役員及び会計監査委員候補の選出は、会員から提出されたアンケートを参考にして、推薦部が、独自に選出する。

1. 候補者は全会員から選ぶ。ただし、6年生のみを持つ会員は対象からはずす。
2. 役職を指定して推薦および立候補することができる。

第二項 推薦部は全てのものから独立して、次年度の運営部 役員および各

部員の選出活動を行う。

第三項 役員推薦委員会は内定した候補者を発表し、会員の承認を得た後、次年度の期初に行われる保護者会での各部員の選出および決定後、解散する。

—

第四項 推薦の経過は一切発表しない。

第三条（会費の徴収）

会費の徴収は次のとおりとする。

1. 年額を、原則として一回で納入する。
2. 引き落とし手続き完了日以降 9 月末までに転入・転出があった時は、該当世帯からの申し出により会費の半額を徴収・返金を行う。

第四条（役員の免除）

運営部役員・各部の部長の免除は次のとおりとする。

1. 運営部役員は、当該生徒及びその兄弟姉妹が卒業するまで、役員、係活動、スクール当番を免除とする。（会計監査委員は対象外）。
2. 各部の部長は任期中の「スクールゾーン当番」を免除する（会計監査委員は対象外）。
3. 各部の部長は任期後の翌年 1 年間に各部サポーターを受ける場合、前項にかかわらず該当年度の係活動を免除する。（なお、サポーターとは、毎年各部から 1 名以上選出され、後任者と協議の上で必要に応じて会議、行事に参加するもの。）

第五条 この細則は総会・委員総会の決議を経て変えることができる。

第六条 この細則は、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

昭和 61 年	3 月	6 日	一部改正
平成 元年	3 月	7 日	一部改正
平成 2 年	2 月 28 日		一部改正
平成 5 年	3 月 15 日		一部改正
平成 9 年	3 月 15 日		一部改正
平成 15 年	3 月	6 日	一部改正
平成 16 年	3 月	1 日	一部改正
平成 19 年	5 月 23 日		一部改正
平成 20 年	5 月 28 日		一部改正
平成 23 年	3 月	1 日	一部改正
平成 25 年	5 月 22 日		一部改正
平成 28 年	5 月 18 日		一部改正
平成 30 年	5 月 29 日		一部改正
令和 元年	5 月 14 日		一部改正

令和 5 年 1 0 月 1 日

一部改正

目黒区立中根小学校 PTA（育根会） 個人情報取扱規則

第一条（目的）

目黒区立中根小学校 PTA（以下、育根会という）が保有する個人情報の適切な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

第二条（責務）

育根会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第三条（管理者）

育根会における個人情報データベースの管理者は会計・会員管理とし、管理責任者は会長とする。

第四条（取扱者）

育根会における個人情報データベース取扱者は運営部役員・各部会部員とする。

第五条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第六条（収集方法）

育根会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第七条（周知）

個人情報の取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。

第八条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- （１） 会費の集金・管理業務
- （２） 役員・会計監査・会員等の管理名簿及びスクールゾーン当番等の作成
- （３） 運営委員推薦活動及び各部会部員選出活動
- （４） 広報誌および育根会情報配信媒体への掲載
- （５） 育根会活動で必要となった場合

第九条（利用目的による制限）

育根会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第十条（管理）

個人情報管理は管理者または又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
また不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十一条（保管および持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また持ち出す場合は、電子メール等での送付を含めファイルにパスワード設定をするなど適切に行うこととする。

第十二条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （１）法令に基づく場合
- （２）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- （３）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （４）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第十三条（第三者提供に係る記録の作成等）

育根会は、個人情報を第三者（第十二条第１号から第４号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （１） 第三者の氏名
- （２） 提供する対象者の氏名
- （３） 提供する情報の項目
- （４） 対象者の同意を得ている旨

第十四条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第十二条第１号から第４号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （１） 第三者の氏名
- （２） 第三者が個人情報を取得した経緯
- （３） 提供を受ける対象者の氏名
- （４） 提供を受ける情報の項目
- （５） 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第十五条（情報の開示）

育根会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

第十六条（漏洩等の対応） 個人情報データベースを漏洩等（紛失含む）した

恐れがあることを把握した場合は直ちに管理責任者（会長）に報告する。

第十七条（研修）

育根会は、役員・各部署委員など個人情報を取り扱う可能性のある者に対して、

年度当初の全体会で個人データの取扱いに関する留意事項についての研修を実施する。

第十八条（苦情の処理）

育根会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十九条（改正）

法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、運営委員会に置いて審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第七条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、令和7年2月24日より施行する。

慶弔規定

この会の慶弔規定は次のように定める。

第一条（会員）

1. この会の代表者は、弔意を表し、弔慰金 10,000 円をおくる。
2. 会員の住居が火災を受けた場合には、見舞金 10,000 円以内をおくる。

第二条（児童）

1. 児童が死亡した場合には、会員の死亡の場合と同じとする。
2. 1 ヶ月以上登校できない病気または、けがをした児童には、見舞金として 3,000 円をおくる。

第三条（教職員）

1. 教職員またはその配偶者・一親等内の者が死亡した場合には、この会の代表者が弔意を表し対応する。
2. この会の代表者は弔意を表し、つぎの弔慰金をおくる。

1) 本人	10,000 円
2) 配偶者	5,000 円
3) 父母	5,000 円
4) 子	5,000 円
3. 教職員が傷病のため連続 2 週間以上欠勤した場合には、会の代表者が見舞金として 3,000 円をおくる。
4. 教職員が結婚した場合は、祝金として 5,000 円をおくる。

第四条（主事・警備員）

主事・警備員については、教職員に準じて行う。

第五条

この規定に定めない場合は、その都度、実行委員会で相談して決め、実行委員会で相談できない場合は会長が決める。

昭和 6 1 年	3 月	6 日	一部改正	
平成	5 年	5 月	6 日	一部改正
平成	9 年	3 月 1 4 日	一部改正	
令和	元年	5 月 1 4 日	一部改正	

育根会組織図

令和5年度作成

校長

全ての会議に出席して意見を述べる
ことができる。

総会

全会員により重要事項を議決

委員総会

出席者
役員・各委員
校長・教職員

運営部会

総会・実行委員会への原案作成と調整

実行委員会

提案事項の審議決定と執行
出席者—会長・副会長・書記・会計
各部部長
校長

・会計監査委員—年二回監査を行う。保護者二名
卒業対策委員—卒業に向けての準備活動。六年生保護者六名以上

推薦部	広報部	地域連携部	学年部	運営部
次年度の運営部及び各部委員を決める為の諸活動	- この会の活動や学校の教育方針などが会員に理解されるように資料を提供 - 会報を編集・発行 - 実行委員会の決定事項、各部の活動を伝達 - 必要に応じて適切な資料を発行	- 校外における児童生活補導と事故防止に協力 - 地域環境の改善整備 - 地区活動への協力 - 交通事故防止等に協力会員の教養を高める為の諸活動	- 保護者会の運営 - 校内活動への協力 - 交通事故防止等に協力 - 教養を高め、健康の増進をはかる為の活動	- 会長（保護者一名） —会の最高責任者で会を総括 - 副会長（保護者 四名ないし五名・副校長） —会長の補佐、実務担当 - 会計・会員管理（保護者二名・教師一名） —総会・実行委員会の立案記録の保管、各種書類作成・配信、会員管理、経理事務処理
各学年2名 (6年生を除く)	各学年2名	各学年3名	各学年2名	推薦部によって選出
出席 部長は実行委員会に	出席 部長は実行委員会に	出席 部長は実行委員会に	出席 部長は実行委員会に	実行委員会開催、提案事項作成、育根会を運営

保護者会（一般会員）